

神戸市指導監査基準【児童養護施設】

着 眼 点		最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。
根拠法令等		着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。
指導監査基準		着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。
区 分		不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。
【C】	是正の報告を要する事項 (重要事項)	・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれが著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（是正報告書）の報告を求めます。
【B】	改善の報告を要する事項	・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。 ・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（改善報告書）の報告を求めます。
【A】	指導・助言する事項	・最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。 ・施設運営管理や利用者への処遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。 (状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。) ※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります(「助言」を除く。)

* 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1～2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令、通知等（児童養護施設）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日
児童福祉法	児童福祉法	昭和22年法律第164号	昭和22年12月12日
児童設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年厚生省令第63号	昭和23年12月29日
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律	平成12年法律第82号	平成12年5月24日

児福行政指導監査実施通知	児童福祉行政指導監査の実施について	児発第471号	平成12年4月25日
指導監督徹底通知	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号	平成13年7月23日
児童養護処遇確保通知	児童養護施設等における適切な処遇の確保について	児家第28号	平成9年12月8日
児童養護施設等入所者の自立支援計画通知	児童養護施設等における入所者の自立支援計画について	雇児福発第0810001号	平成17年8月10日
児童施設内虐待防止通知	児童福祉施設における施設内虐待の防止について	雇児総発第1006001号	平成18年10月6日
児童養護施設運営指針	児童養護施設運営指針	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	平成24年3月29日
児童福祉施設事故防止通知	児童福祉施設における事故防止について	児発第418号	昭和46年7月31日
第三者評価及び自己評価通知	社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について	雇児発0217第6号 社援発0217第44号	平成27年2月17日
社福施設感染症等発生時報告通知	社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	健発第0222002号 薬食発第0222001号 雇児発第0222001号 社援発第0222002号 老発第0222001号	平成17年2月22日
社会福祉施設の長通知	社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について	社庶第83号	昭和47年5月17日
社会福祉施設の長資格要件通知	社会福祉施設の長の資格要件について	社庶第13号	昭和53年2月20日

児童養護施設 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
1 児童福祉施設の一般原則等				
(1) 人権への配慮と人格の尊重	入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営しているか。	児童設備運営基準第5条第1項	入所している者の人権の配慮や人格を尊重した運営がされていないので、是正すること。	C
(2) 地域社会との交流及び連携	地域社会との交流及び連携を図っているか。	児童設備運営基準第5条第2項	地域社会との交流及び連携を図ること。	A
(3) 保護者及び地域社会への運営内容の説明	児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明しているか。		児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明していないので改善すること。	B
(4) 運営内容の自己評価と結果の公表	その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。	児童設備運営基準第5条第3項	自ら行う業務の質の評価等の取組みに不十分な点があるので、改めること。	A
(5) 設備基準の遵守	法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けられているか。	児童設備運営基準第5条第4項	それぞれの施設の目的を達するために必要な設備が不十分な点があるので改善すること。	B
(6) 入所している者の保健衛生、危害防止	構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられているか。	児童設備運営基準第5条第5項	採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられていないので改善すること。	B
2 職員の一般的要件および研修の機会の確保				
(1) 職員の一般的要件	児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となっているか。	児童設備運営基準第7条	保護に関わる職員の人間性、倫理観、児童福祉事業に対する熱意に課題があるので是正すること。	C
(2) 職員の知識及び技術の向上	職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めているか。	児童設備運営基準第7条の2第1項	職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること。	A
(3) 研修の機会の確保	施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	児童設備運営基準第7条の2第2項	①施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。	A
			②職員への研修が計画的に実施されていないので、改めること。	A
		児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1(3)	③専門的知識や援助技術の習得のための取組が実施されていないため、是正すること。	A
3 平等取扱原則				
入所した者を平等に取り扱う原則	入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	児童設備運営基準第9条	入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いが認められたので是正すること。	C

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
4 虐待等の禁止				
虐待防止	虐待又は心身に有害な影響を与える以下のような行為を行っているか。 ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	児福法第33条の10及び第33条の11 児童設備運営基準第9条の2 児童虐待防止法第2条及び第3条	児童に対する虐待又は心身に有害な影響を与える行為を行っている等の実態が認められるのでは正すること。	C
		児童福祉施設内虐待防止通知 児童養護処遇確保通知	施設内虐待等の早期発見、予防の取り組みのための体制整備（こどもの意見表明機会確保、情報共有・報告体制等）がなされていないので、是正すること。	
	人権の擁護及び虐待を防止するための研修を行っているか。	児童施設内虐待防止通知	少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の養護及び児童の虐待の防止に係る研修を実施する等、必要な体制の整備等が図られていないので是正すること。	C
	児童虐待の早期発見に努めているか。	児童虐待防止法第5条1項 児童施設内虐待防止通知	職員の人権意識、知識や技術の向上等の取り組み、虐待の未然防止・早期発見に努めていないので是正すること。	C
	児童及び保護者に対して児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めているか	児童虐待防止法第5条第5項 児童施設内虐待防止通知	児童及び保護者に対して児童虐待の防止のための教育又は啓発が不足しているので是正すること。	C
	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しているか。	児童虐待防止法第6条 児童施設内虐待防止通知	児童虐待を受けたと思われる児童を発見したにも関わらず、通告しなかったのでは正すること。	C
	関係機関との連絡、連携が図られているか。	児童虐待防止法第8条 児童施設内虐待防止通知	児童相談所、福祉事務所等関係機関との連携が図られていないので是正すること。	C

児童養護施設 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
5 児童の権利擁護に関する取組				
児童の権利擁護に関する取組	児童福祉施設の長は子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、入所中の児童等に対して、一人一人の権利を尊重し、意見や訴えをくみ取る仕組みを導入し、子どもの意見に対して、適切な対応を行っているか。	児福行政指導監査実施通知「別紙１」-２(２)-第１-１(１)	①子どもの権利を尊重し、意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられていないため、是正すること。	C
		児福行政指導監査実施通知「別紙１」-２(２)-第１-１(４)	②施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有さず、適切に指導・監督ができていないため、是正すること。	C
		児福行政指導監査実施通知「別紙１」-２(２)-第１-１(２)	③被措置児童等虐待防止に向けての取り組みが行われていないため、行うこと。	B
6 衛生管理等				
(1) 感染症等への措置	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	児童設備運営基準第10条第２項	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていないので是正すること。	C
(2) 入浴等の清潔の維持	入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しているか。	児童設備運営基準第10条第４項	清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭していないので改善すること。	B
(3) 医薬品の管理	必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行なっているか。	児童設備運営基準第10条第５項	必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理が適正に行われていないので是正すること。	C
7 入所した者及び職員の健康診断				
(1) 入所児の健康管理	定期健康診断及び臨時の健康診断を実施しているか。	児童設備運営基準第12条第１項	入所時及び年２回の健康診断が実施されていないので、是正すること。	C
	健康診断記録が適切に保管されているか。		健康診断記録の整理及び保管に不十分な点があるので、是正すること。	C
(2) 職員の健康診断	職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。	児童設備運営基準第12条第４項	入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っていないので、改善すること。	B
8 給付金として支払いを受けた金銭の管理				
給付金の管理	当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分しているか。	児童設備運営基準第12条の２	児童に係る金銭が他の財産と区分されていないので是正すること。	C
	児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いているか。		児童に係る金銭の使用が、給付の趣旨に沿っていないので是正すること。	C
	児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備されているか。		預り金の通帳、現金と預り金台帳（出納帳）が整備されていないので是正すること。	C
	当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させているか。		当該児童が退所しているにも関わらず、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させていないので、是正すること。	C

児童養護施設 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
9 施設長の資格等				
(1) 施設長（管理者）の資格	児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものか。 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者 四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間 ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）	児童設備運営基準第42条の2第1項 児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)第2-1-(6)	施設長の資格を満たしていないので是正すること。	C
	施設長（管理者）は専任者が確保されているか。	社会福祉施設の長通知	施設長（管理者）に専任者が確保されていないので改善すること。	B
	施設長（管理者）がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。	児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)第2-1-(6)	施設長（管理者）が兼務をしているが、施設の運営管理に支障が生じているので改善すること。	B
	施設長は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）ではないか。		施設長が暴力団員等に該当するので、交代させること。	C
(2) 施設長の研修	児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けているか。	児童設備運営基準第42条の2第2項	施設長が2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けていないので是正すること。	C

児童養護施設 指導監査基準

	項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
66	10 事故防止対策				
67	(1) 事故防止対策について	事故発生防止のためにヒヤリハット事例を報告、分析し防止対策を策定しているか。	児童養護処遇確保通知二 社福施設感染症等発生時報告通知 児福施設事故防止通知	事故発生防止の取組みが不十分なので是正すること。	C
68		事故防止マニュアルを策定しているか。			
69	(2) 事故発生時の対応	施設で想定される事故について、事故発生時の対応マニュアルを策定し、職員に周知しているか。		事故発生を想定した対応マニュアルを作成し職員に周知すること。	B
70		事故が発生した場合は、速やかに事業所管課等関係機関、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。		事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族等に連絡するとともに、施設所管課に事故報告を行うこと。	C
71	(2) 事故発生時の対応	事故が発生した場合は、事故の状況及び対応等を正確に記録し、再発防止策の策定等に活用しているか。	児童養護処遇確保通知二 社福施設感染症等発生時報告通知 児福施設事故防止通知	事故の状況及びその対応等に関する記録簿を整備すること。	B
72		発生した事故の態様に応じた、再発防止策を策定しているか。		事故の原因を解明し、事故の再発防止のための対策を講じること。	B
73		賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険への加入等必要な措置を講じているか。		賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険への加入等必要な措置を講じること。	B
	(3) 安全計画の策定	設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定し、定期的に見直しが行われているか。	児童設備運営基準第6条の3	設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定すること。	B
				安全計画の策定以降、見直しが行われていないため定期的に見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。	B
		職員に対し安全計画について周知し、前項の研修及び訓練を定期的実施しているか。		職員に対し安全計画について周知し、前項の研修及び訓練を定期的実施すること。	B

児童養護施設 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
11 児童養護施設の設備の基準				
(1) 設備基準	児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けているか。	児童設備運営基準第41条	児童養護施設に必要な児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所がないので、是正すること。	C
(2) 児童の居室	児童の居室の1室の定員は4人以下、面積は1人につき4.95㎡以上あるか。（ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3㎡以上）		児童の居室の定員及び面積が要件を満たしていないので、是正すること。	C
	入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別になっているか。		入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にしていないので是正すること。	C
(3) 便所	便所は、男子用と女子用とを別になっているか（ただし、少数の児童を対象として設ける場合は除く。）。		便所が、男子用と女子用とを別にしていないので、是正すること。	C
(4) 医務室及び静養室	【児童30人以上を入所させる施設の場合】 医務室、静養室を設けているか。		医務室、静養室を設けていないので、是正すること。	C
(5) 職業指導に必要な設備	入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けているか。		職業指導に必要な設備を設けていないので、是正すること。	C

児童養護施設 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
12 児童養護施設の職員配置				
(1) 職員配置	児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置いているか。	児童設備運営基準第42条第1項	児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、及び看護師を置いていないので、是正すること。	C
(2) 児童指導員及び保育士の配置	児童指導員及び保育士の総数は配置基準を満たしているか。 (満2歳未満の幼児1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満の幼児2人につき1人以上、満3歳以上の幼児4人につき1人以上、少年5.5人につき1人以上。ただし、児童45人以下を入所させる施設にあつては、更に1人以上を加える。)	児童設備運営基準第42条第6項	児童指導員及び保育士の総数が配置基準を満たしていないので、是正すること。	C
(3) 家庭支援専門相談員の配置	社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は児童福祉士を家庭支援専門相談員として置いているか。	児童設備運営基準第42条第2項	家庭支援専門相談員が要件を満たしていないので、是正すること。	C
(4) 栄養士及び調理員の配置	栄養士及び調理員を置いているか(ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。)	児童設備運営基準第42条第1項	栄養士及び調理員を配置していないので、是正すること。	C
(5) 看護師の配置	看護師の数は、配置基準を満たしているか。 (乳児1.6人につき1人以上。ただし、1人を下ることはできない。)	児童設備運営基準第42条第7項	看護師の数が、配置基準を満たしていないので、是正すること。	C
(6) 心理療法士の配置	心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を配置しているか。	児童設備運営基準第42条第3項	心理療法士を配置していないので、是正すること。	C
	心理療法担当職員は、必要課程を修了した者で、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者か。	児童設備運営基準第42条第4項	心理療法担当職員が資格基準を満たしていないので是正すること。	C
(7) 職業指導員の配置	実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置いているか。	児童設備運営基準第42条第5項	職業指導員を配置していないので、是正すること。	C
(8) 児童と起居を共にする職員	児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせているか。	児童設備運営基準第46条	児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせていないので、是正すること。	C

児童養護施設 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(9) 児童指導員の資格	児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であるか。 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 精神保健福祉士の資格を有する者 四 学校教育法 の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 五 学校教育法 の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの 九 教育職員免許法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの 十 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの 2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。	児童設備運営基準第43条第1項	児童指導員の資格を満たしていないのでは正すること。	C

児童養護施設 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
13 養護				
(1) 適切な入所者 処遇の確保	児童をどのように処遇していくのか、施設の養護方針を明らかにし、職員と共有されているか。	児童養護施設運営指針 児福行政指導監査実施通知 「別紙 1」-2-(1)-第 1	施設の養護の方針を策定し、職員間で共有できていないので是正すること。	C
(2) 生活環境等の 確保	児童の生活環境等が適切に確保されているか。	児童設備運営基準第 5 条第 5 項	施設における危害防止策が講じられていないので、是正すること。	C
		児福行政指導監査実施通知 「別紙 1」-2(1)-第 1-2ウ	居室等の温度・湿度・換気・採光等への注意や清潔保持等への配慮がなされていないので、改善すること。	B
		児福行政指導監査実施通知 「別紙 1」-2(1)-第 1-1(6) 児福行政指導監査実施通知 「別紙 1」-2(2)-第 1-1-共通事項(2) 児童養護施設運営指針	衛生的な被服及び寝具が確保されていないので、是正すること。	C
14 日常の支援				
日常の支援	施設での日常の支援が適切に行われているか。	児童福祉法第 1 条及び第 2 条	児童養護施設における養護に不十分な点があるので、改善すること。	B
		児童養護処遇確保通知 指導監督徹底通知 5(4)イ 児福行政指導監査実施通知 「別紙 1」-2(1)-第 1-1(9)及び 2(2)-第 1-1-児童入所施設(3) 児童養護施設運営指針	家族との連携、児童や家族からの相談に応じる体制整備、相談に対する適切な助言・援助、家庭環境の調整が行われていないので、是正すること。	C
		児福行政指導監査実施通知 「別紙 1」-2(1)-第 1-1(8)	レクリエーションの実施等が行われていないので、改善すること。	B
		児童設備運営基準第 44 条 児童設備運営基準第 45 条第 1 項から第 4 項まで	生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整が適切に行われていないので、是正すること。	C
		児童設備運営基準第 9 条	入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いが認められたので是正すること。	C
		児童設備運営基準第 9 条の 2	児童の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。	C
		児童設備運営基準第 44 条	生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育すること。	C

児童養護施設 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
15 自立支援計画の策定				
自立支援計画	個別の児童に対して計画的な自立支援を行うため、自立支援計画が適切に策定されているか。	児童設備運営基準第45条の2	自立支援計画が、児童・保護者の意向を踏まえ、学校・児童相談所等関係機関との連携を図りつつ、情報を共有化するためのケース概要を基にケース検討会議等で個別の児童の状況を把握・検討した上で策定されていないので、是正すること。	C
		児童養護施設等入所者の自立支援計画通知	自立支援計画の策定後、支援効果についての客観的な評価、アセスメントや計画（課題設定・目標設定・援助の方法等）の妥当性を検証していないので、是正すること（短期目標は1～3か月、長期目標は6か月～2年程度で設定）。	C
		児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2（1）-第1-1-（1）ア	自立支援計画が、必要に応じて見直されていないので、是正すること。	C
		児童養護施設運営指針	生活指導、職業指導、家庭環境調整等について、退所後の継続した対応に不十分な点があるので、改善すること。	B
16 業務の質の評価				
業務の質の評価	各施設は自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。	児童設備運営基準第45条の3	自ら行う業務の質の評価等を行う取組みに不十分な点があるので、改善すること。	B
		第三者評価及び自己評価通知	定期的（3年に1回以上）な第三者評価の受審及び評価結果の公表が行えていないので是正すること。	C
17 関係機関との連携				
関係機関との連携	児童の支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。	児童設備運営基準第47条	保護者や関係機関との連携が図られていないので、是正すること（児童相談所に、年2回程度の養育状況報告を行っていない。）。	C
		児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2-（2）-第1 児童養護処遇確保通知 児童施設内虐待防止通知	関係機関、保護者に施設の運営内容を適切に説明していないので改善すること。	B
		児童養護施設運営指針	家庭支援（ファミリー・ソーシャル・ワーク）として、親子間の関係調整や回復支援への取組が不十分な点があるので改善すること。	B